東京都、神奈川県、大阪府、
兵庫県、愛知県、千葉市

家事支援外国人材の受入れ
（家事支援外国人受入事業　特区法第16条の４）

活用する規制改革

現　状

家事支援活動を行う外国人は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない

見直し後

第三者管理協議会※による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする

※自治体と関係行政機関により構成する協議会

効　果

女性の活躍推進や、家事支援ニーズへの対応

具体的事業

家事支援サービス企業（雇用先）

〇家事代行業
〇人材派遣業
〇清掃サービス　などが参入

●**実施区域**　東京都、神奈川県、大阪府、 兵庫県、愛知県、千葉市

●**実施時期**（協議会設置）
- 東 京 都 ：平成28年11月
- 神奈川県：平成28年３月
- 大 阪 府 ：平成28年６月
- 兵 庫 県 ：平成29年７月
- 愛 知 県 ：平成30年６月
- 千 葉 市 ：平成31年６月

●**業務範囲**　炊事、洗濯、掃除、買い物、児童の日常生活上の世話等

令和6年12月12日時点

●**受入企業**
- 東 京 都 ：６事業者
- 神奈川県：６事業者
- 大 阪 府 ：４事業者
- 兵 庫 県 ：２事業者
- 愛 知 県 ：２事業者
- 千 葉 市 ： 2事業者

女性の活躍、家事負担軽減